

「口頭意見陳述の申立書(14号)」の書き方

この「口頭意見陳述の申立書(14号)」は、国税通則法第95条の2の規定に基づき、担当審判官に対して口頭意見陳述を申し立てる場合に使用します。

- 1 代理人が提出する場合は、審査請求人又は参加人の押印は必要がありません。
- 2 「1 原処分庁に対する質問の有無」欄
原処分庁に対する質問の有無について、いずれか該当する□にレを付してください。
- 3 「2 原処分庁職員の出席（上記1で「無」を選択した場合）」欄
原処分庁職員の出席の希望について、いずれか該当する□にレを付してください。